

別表第1（第11条関係） 函館港

区分		金額	
		外航船舶以外 の船舶	外航船舶
1 岸壁・けい 船くい使用料	(1) プレジャーボート以外の船舶 1隻につき		
	ア けい留時間が12時間まで		
	(ア) 総トン数50トン未満の船舶	220円50銭	210円
	(イ) 総トン数50トン以上100トン未満の船舶	441円	420円
	(ウ) 総トン数100トン以上の船舶	8円82銭	8円40銭
	総トン数1トンまでごとに		
	イ けい留時間が12時間を超え24時間まで		
	(ア) 総トン数50トン未満の船舶	294円	280円
	(イ) 総トン数50トン以上100トン未満の船舶	588円	560円
	(ウ) 総トン数100トン以上の船舶	11円76銭	11円20銭
	総トン数1トンまでごとに		
	ウ けい留時間が24時間を超えるとき		
	超える時間12時間までごとの分		
	(ア) 総トン数50トン未満の船舶	147円	140円
(イ) 総トン数50トン以上100トン未満の船舶	294円	280円	
(ウ) 総トン数100トン以上の船舶	5円88銭	5円60銭	
総トン数1トンまでごとに			
(2) プレジャーボート			
艇の長さ1フィートまでごとに1隻につき			
ア けい留が1月未満1日につき	8円40銭	8円	
イ けい留が1月以上1年未満1月につき	262円50銭	250円	
ウ けい留が1年以上1年につき	3,150円	3,000円	
2 物揚場使用 料	(1) プレジャーボート以外の船舶 1隻につき		

	<p>ア 常時使用</p> <p>けい留1月までごとに</p> <p>(ア) 総トン数30トン未満の船舶 2,646円 2,520円</p> <p>(イ) 総トン数30トン以上50トン未満の船舶 5,292円 5,040円</p> <p>(ウ) 総トン数50トン以上の船舶 8,820円 8,400円</p> <p>イ 臨時使用</p> <p>けい留1日までごとに</p> <p>(ア) 総トン数30トン未満の船舶 136円50銭 130円</p> <p>(イ) 総トン数30トン以上50トン未満の船舶 262円50銭 250円</p> <p>(ウ) 総トン数50トン以上の船舶 441円 420円</p> <p>(2) プレジャーボート</p> <p>艇の長さ1フィートまでごとに1隻につき</p> <p>ア 総トン数30トン未満の船舶 8円40銭 8円</p> <p>イ 総トン数30トン以上50トン未満の船舶 262円50銭 250円</p> <p>ウ 総トン数50トン以上の船舶 3,150円 3,000円</p>		
3	<p>けい船浮標 使用料</p> <p>けい留時間が24時間までごとに1基につき</p> <p>(1) 総トン数3,000トン未満の船舶 3,990円 3,800円</p> <p>(2) 総トン数3,000トン以上5,000トン未満の船舶 8,085円 7,700円</p> <p>(3) 総トン数5,000トン以上10,000トン未満の船舶 12,075円 11,500円</p> <p>(4) 総トン数10,000トン以上の船舶 14,070円 13,400円</p>		
4	<p>上屋使用料</p> <p>(1) 指定保税上屋以外の上屋</p> <p>ア 一般使用</p> <p>(ア) 15日までの分 10円50銭</p> <p>1平方メートルまでごとに1日につき</p> <p>(イ) 16日以後の分 12円60銭</p> <p>1平方メートルまでごとに1日につき</p> <p>イ 専用使用1平方メートルまでごとに1月につき 367円50銭</p> <p>(2) 指定保税上屋</p> <p>ア 一般使用（見本展示および貨物の加工をする場合を除く。）</p>		

	(ア) 5日までの分		無料
	(イ) 6日から15日までの分 1平方メートルまでごとに1日につき		10円50銭
	(ウ) 16日以後の分 1平方メートルまでごとに1日につき		12円60銭
	イ 専用使用1平方メートルまでごとに1月につき		367円50銭
5 港湾施設用地使用料		特定使用以外 の使用	特定使用
	(1) 通常使用		
	ア 荷さばき地		
	(ア) 15日までの分 1平方メートルまでごとに1日につき		
	a 舗装地	1円99銭	1円90銭
	b 未舗装地	1円68銭	1円60銭
	(イ) 16日以後の分 1平方メートルまでごとに1日につき		
	a 舗装地	3円57銭	3円40銭
	b 未舗装地	3円25銭	3円10銭
	イ その他用地（道路を除く。） 1平方メートルまでごとに1月につき		
(ア) 舗装地	59円85銭	57円	
(イ) 未舗装地	47円25銭	45円	
ウ 道路	函館市道路占用料徴収条例 (昭和45年函館市条例第26号) 別表に掲げる額		
	特定使用以外 の使用	特定使用	
(2) 目的外使用			
ア 荷さばき地			
(ア) 15日までの分			

	<p>1平方メートルまでごとに1日につき</p> <p>a 舗装地 2円99銭 2円85銭</p> <p>b 未舗装地 2円52銭 2円40銭</p> <p>(イ) 16日以後の分</p> <p>1平方メートルまでごとに1日につき</p> <p>a 舗装地 5円35銭 5円10銭</p> <p>b 未舗装地 4円88銭 4円65銭</p> <p>イ その他用地（道路を除く。）</p> <p>(ア) 駐車使用以外の使用 1平方メートルまで ごとに1月につき</p> <p>a 舗装地 89円77銭 85円50銭</p> <p>b 未舗装地 70円87銭 67円50銭</p> <p>(イ) 駐車使用 自動車1台1月につき 3,000円</p>		
6 船舶給水施設使用料		特定給水以外 の給水	特定給水
	<p>(1) 基本料金</p> <p>ア 岸壁給水</p> <p>(ア) 5立方メートルまで 1,890円 1,800円</p> <p>(イ) 5立方メートルを超える分1立方メートル までごとに 378円 360円</p> <p>イ 運搬給水</p> <p>(ア) 被覆内</p> <p>a 30立方メートルまで 21,420円 20,400円</p> <p>b 30立方メートルを超える分1立方メートル までごとに 714円 680円</p> <p>(ア) 被覆外</p> <p>a 30立方メートルまで 26,775円 25,500円</p> <p>b 30立方メートルを超える分1立方メートル までごとに 892円50銭 850円</p>		
	(2) 割増料金		

	<p>ア 勤務時間外の給水および冬期間（12月1日から翌年3月31日まで。以下同じ。）における勤務時間内の給水</p> <p>イ 冬期間における勤務時間外の給水</p>	<p>給水の種別に応じ、それぞれの基本料金の額の15割に相当する額</p> <p>給水の種別に応じ、それぞれの基本料金の額の20割に相当する額</p>
7 可動橋施設 使用料	総トン数1トンまでごとに使用1回につき	1円91銭
8 移動式荷役 機械使用料	<p>(1) ジブクレーン</p> <p>1台につき</p> <p>ア 使用時間が1時間まで</p> <p>イ 使用時間が1時間を超えた後30分までごとに</p> <p>(2) リーチスタッカー</p> <p>1台につき</p> <p>ア 使用時間が1時間まで</p> <p>イ 使用時間が1時間を超えた後30分までごとに</p>	<p>40,000円</p> <p>20,000円</p> <p>5,000円</p> <p>2,500円</p>
9 冷凍コンテナ用電気供給 施設使用料	コンセント1口につき1時間までごとに	130円
10 公共空地占 用料	<p>(1) (2) に掲げるもの以外のものの占用</p> <p>ア 1月未満の占用</p> <p>1平方メートルまでごとに</p> <p>イ 1月以上の占用</p> <p>1平方メートルまでごとに1年につき</p> <p>(2) プレジャーボートの保管に係るものの占用</p> <p>ア 1月未満の占用</p> <p>1平方メートルまでごとに</p> <p>イ 1月以上の占用</p> <p>1平方メートルまでごとに1年につき</p>	<p>2円10銭</p> <p>24円</p> <p>6円30銭</p> <p>72円</p>
11 水域占用料	(1) 船舶およびはしけのけい留ならびに建物およ	

	よび附属工作物, 栈橋, 橋りょう, 船台, けい船くいその他これらに類するものの設置による 占有	
	ア 1月未満の占有 1平方メートルまでごとに	2円88銭
	イ 1月以上の占有 1平方メートルまでごとに1年につき	33円
	(2) 水底管の設置による占有	
	ア 1月未満の占有 1平方メートルまでごとに	1円39銭
	イ 1月以上の占有 1平方メートルまでごとに1年につき	16円
	(3) プレジャーボートのけい留に係るものの設置 による占有	
	ア 1月未満の占有 1平方メートルまでごとに	8円66銭
	イ 1月以上の占有 1平方メートルまでごとに1年につき	99円
12 土砂採取料	1立方メートルまでごとに	58円80銭

備考

- 1 使用料の額が月単位で定められているもの（駐車使用を除く。）に係る使用の期間が1月未満であるとき，または使用の期間に1月未満の端数があるときは，これを1月とする。
- 2 占有料の額が年単位で定められているものに係る占有の期間が1年未満である場合または占有の期間に1年未満の端数がある場合における占有料の額は，月割りによって計算する。この場合において，1月未満の端数が生じたときは，これを1月とする。
- 3 外航船舶とは，本邦の港と本邦以外の地域の港を往来する船舶をいう。
- 4 プレジャーボートの艇の長さは，艇の最先端から最後尾までの

メートル実測とし、1メートルは、3.28フィートで計算する。

- 5 常時使用とは、1月単位でのけい留をいい、臨時使用とは、1日単位でのけい留をいう。
- 6 特定使用とは、電柱、地下埋設物、架空工作物その他これらに類するものを設置するための使用であって、その期間が1月以上のものをいう。
- 7 駐車使用とは、港湾施設の管理業務に従事する職員その他市長が定めるものが通勤のための自動車を駐車するために使用することをいう。
- 8 駐車使用の期間の始期または終期が月の中途である場合における当該月の使用料の額は、日割りにより計算し、その額に1円未満の端数があるときは、これに切り捨てる。
- 9 自動車とは、道路運送車両法施行規則（昭和26年運輸省令第74号）別表第1に規定する普通自動車、小型自動車（二輪自動車を除く。）および軽自動車（二輪自動車を除く。）をいう。
- 10 特定給水とは、消費税法（昭和63年法律第108号）第7条第1項第1号または租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第85条第1項の規定に該当する給水をいう。
- 11 勤務時間とは、職員の勤務時間に関する条例施行規則（平成3年函館市規則第30号）第2条に規定する時間（職員の休日および休暇に関する条例（平成3年函館市条例第4号）第2条第1項に規定する日に係る当該時間を除く。）をいう。

別表第2（第11条関係） 榎法華港

区分		金額
1 物揚場使用料	船舶1隻につき	
	(1) 常時使用	
	ア けい留が1月未満	
	(ア) 総トン数5トン未満の船舶	840円
	(イ) 総トン数5トン以上10トン未満の船舶	1,400円
	(ウ) 総トン数10トン以上15トン未満の船舶	2,100円
	(エ) 総トン数15トン以上20トン未満の船舶	2,700円
	(オ) 総トン数20トン以上30トン未満の船舶	5,100円
	(カ) 総トン数30トン以上40トン未満の船舶	6,300円
	(キ) 総トン数40トン以上50トン未満の船舶	8,300円
	(ク) 総トン数50トン以上60トン未満の船舶	10,200円
	(ケ) 総トン数60トン以上80トン未満の船舶	13,100円
	(コ) 総トン数80トン以上の船舶	16,000円に80トンを超える総トン数20トンまでごとに2,800円を加算した額
	イ けい留が1月以上3月未満	
	(ア) 総トン数5トン未満の船舶	2,300円
	(イ) 総トン数5トン以上10トン未満の船舶	4,000円
	(ウ) 総トン数10トン以上15トン未満の船舶	5,800円
	(エ) 総トン数15トン以上20トン未満の船舶	7,200円
	(オ) 総トン数20トン以上30トン未満の船舶	13,400円
	(カ) 総トン数30トン以上40トン未満の船舶	17,300円
	(キ) 総トン数40トン以上50トン未満の船舶	22,000円
(ク) 総トン数50トン以上60トン未満の船舶	27,300円	
(ケ) 総トン数60トン以上80トン未満の船舶	35,400円	
(コ) 総トン数80トン以上の船舶	43,400円に80トンを超える総トン数20トンまでごとに	

	8,000円を加算した額
ウ けい留が3月以上6月未満	
(ア) 総トン数5トン未満の船舶	4,000円
(イ) 総トン数5トン以上10トン未満の船舶	6,800円
(ウ) 総トン数10トン以上15トン未満の船舶	10,000円
(エ) 総トン数15トン以上20トン未満の船舶	12,800円
(オ) 総トン数20トン以上30トン未満の船舶	23,300円
(カ) 総トン数30トン以上40トン未満の船舶	30,100円
(キ) 総トン数40トン以上50トン未満の船舶	38,100円
(ク) 総トン数50トン以上60トン未満の船舶	47,400円
(ケ) 総トン数60トン以上80トン未満の船舶	61,600円
(コ) 総トン数80トン以上の船舶	75,800円に80トンを超える総 トン数20トンまでごとに 14,200円を加算した額
エ けい留が6月以上9月未満	
(ア) 総トン数5トン未満の船舶	5,600円
(イ) 総トン数5トン以上10トン未満の船舶	9,600円
(ウ) 総トン数10トン以上15トン未満の船舶	14,100円
(エ) 総トン数15トン以上20トン未満の船舶	17,700円
(オ) 総トン数20トン以上30トン未満の船舶	32,300円
(カ) 総トン数30トン以上40トン未満の船舶	41,600円
(キ) 総トン数40トン以上50トン未満の船舶	52,600円
(ク) 総トン数50トン以上60トン未満の船舶	65,800円
(ケ) 総トン数60トン以上80トン未満の船舶	85,800円
(コ) 総トン数80トン以上の船舶	105,700円に80トンを超える 総トン数20トンまでごとに 19,900円を加算した額
オ けい留が9月以上1年以内	
(ア) 総トン数5トン未満の船舶	6,200円
(イ) 総トン数5トン以上10トン未満の船舶	10,700円

	(ウ) 総トン数10トン以上15トン未満の船舶	15,500円
	(エ) 総トン数15トン以上20トン未満の船舶	19,600円
	(オ) 総トン数20トン以上30トン未満の船舶	36,000円
	(カ) 総トン数30トン以上40トン未満の船舶	46,400円
	(キ) 総トン数40トン以上50トン未満の船舶	58,500円
	(ク) 総トン数50トン以上60トン未満の船舶	73,100円
	(ケ) 総トン数60トン以上80トン未満の船舶	94,900円
	(コ) 総トン数80トン以上の船舶	116,800円に80トンを超える 総トン数20トンまでごとに 21,800円を加算した額
	(2) 臨時使用 総トン数1トンまでごとに24時間につき	30円
2 船揚場使用料	(1) 15日までの分 1平方メートルまでごとに1日につき	1円
	(2) 16日以後の分 1平方メートルまでごとに1日につき	2円
3 港湾施設用地使用料	(1) 荷さばき地 ア 特定使用以外の使用 1平方メートルまでごとに1年につき イ 特定使用 (ア) 15日までの分 1平方メートルまでごとに1日につき a 舗装地 b 未舗装地 (イ) 16日以後の分 1平方メートルまでごとに1日につき a 舗装地 b 未舗装地 (2) その他用地(道路を除く。) ア 特定使用以外の使用	70円 1円90銭 1円60銭 3円40銭 3円10銭 70円

	<p>1平方メートルまでごとに1年につき</p> <p>イ 特定使用</p> <p>1平方メートルまでごとに1月につき</p> <p>(ア) 舗装地 57円</p> <p>(イ) 未舗装地 45円</p> <p>(3) 道路</p>	函館市道路占用料徴収条例別表に掲げる額
4 公共空地占用料	<p>(1) (2)に掲げるもの以外のものの占用</p> <p>ア 1月未満の占用 2円10銭</p> <p>1平方メートルまでごとに</p> <p>イ 1月以上の占用 24円</p> <p>1平方メートルまでごとに1年につき</p> <p>(2) プレジャーボートの保管に係るものの占用</p> <p>ア 1月未満の占用 6円30銭</p> <p>1平方メートルまでごとに</p> <p>イ 1月以上の占用 72円</p> <p>1平方メートルまでごとに1年につき</p>	
5 水域占用料	<p>(1) 船舶およびはしけのけい留ならびに建物および附属工作物、棧橋、橋りょう、船台、けい船くいその他これらに類するものの設置による占用</p> <p>ア 1月未満の占用 2円88銭</p> <p>1平方メートルまでごとに</p> <p>イ 1月以上の占用 33円</p> <p>1平方メートルまでごとに1年につき</p> <p>(2) 水底管の設置による占用</p> <p>ア 1月未満の占用 1円39銭</p> <p>1平方メートルまでごとに</p> <p>イ 1月以上の占用 16円</p> <p>1平方メートルまでごとに1年につき</p>	

	(3) プレジャーボートのけい留に係るものの設置 による占用 ア 1月未満の占用 1平方メートルまでごとに イ 1月以上の占用 1平方メートルまでごとに1年につき	8円66銭 99円
6 土砂採取料	1立方メートルまでごとに	58円80銭

備考

- 1 常時使用とは、期間を定めたけい留をいい、臨時使用とは、24時間単位でのけい留をいう。
- 2 使用料の額が月単位で定められているものに係る使用の期間が1月未満であるとき、または使用の期間に1月未満の端数があるときは、これを1月とする。
- 3 特定使用とは、電柱、地下埋設物、架空工作物その他これらに類するものを設置するための使用であって、その期間が1月以上のものをいう。
- 4 使用料等の額が年単位で定められているものに係る使用もしくは占用の期間が1年未満である場合または使用もしくは占用の期間に1年未満の端数がある場合における使用料等の額は、月割りによって計算する。この場合において、1月未満の端数が生じたときは、これを1月とする。